十八　軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置（次のイからヨに掲げるものを含む。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）

イ　軍用の攻撃訓練装置

ロ　航空用操縦訓練装置（計器飛行訓練装置を含む。）

ハ　レーダー標的訓練装置

ニ　レーダー標的発生装置

ホ　射撃訓練装置

ヘ　対潜戦闘訓練装置

ト　航空用地上訓練装置（航空機の操縦士及び宇宙飛行士の訓練用遠心機を含む。）

チ　レーダー訓練装置

リ　航法訓練装置

ヌ　ミサイル発射訓練装置

ル　標的装置

ヲ　有翼無線操縦航空機

ワ　訓練用有翼無人航空機

カ　携帯式訓練装置

ヨ　地上軍事作戦用の訓練装置

十九　銃砲等であって、第一号のイ若しくはニに掲げるものの使用の訓練のために特に設計したシミュレーター（狩猟用又はスポーツ用の銃砲の訓練のために特に設計したものを除く。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）

二十　軍用に設計した画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（リに該当するものを含む。）若しくは附属品（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計した装置を除く。）

イ　録画用装置（第二条第五十五号に掲げるものを除く。）

ロ　画像処理装置

ハ　カメラ又は写真用機材（第二条第四十二号に掲げるものを除く。）

ニ　写真フィルム処理装置

ホ　イメージ増強装置

ヘ　赤外線暗視装置

ト　イメージングレーダーセンサー装置

チ　イからトまでに掲げるものの機能を妨げる装置及び当該装置の機能を妨げる装置

リ　次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限る。）

（一）　赤外線画像変換管

（二）　イメージ増強管

（三）　マイクロチャンネルプレート

（四）　低光レベルテレビカメラ管

（五）　線検知アレイ（電子連結装置及び読取装置を含む。）

（六）　熱電気テレビカメラ管

（七）　画像装置用冷却装置

（八）　一〇〇マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであって、フォトクロミック作用又は電子光学効果を利用したもの（高速カメラの不可欠な一部であるものを除く。）

（九）　光ファイバー画像変換装置

（十）　合成半導体光陰極

二十一　指向性エネルギー兵器若しくはその探知若しくは識別のための装置若しくは当該兵器からの防護のための装置であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（へに該当するものを含む。）

イ　レーザー発振器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させるよう特に設計したもの（持続波又はパルス出力によるものであって、通常の銃砲弾と同様に標的を破壊するものを含む。）

ロ　粒子線発生器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（粒子加速器であって、標的を破壊することのできる帯電又は中性の粒子線を照射するものを含む。）

ハ　高出力無線周波数ビーム照射器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（高パルス出力又は高平均出力の無線周波数ビーム中継器であって、遠方の標的の電子回路を無力化するのに十分強力な電磁場を発生するものを含む。）

ニ　イからハまでに掲げるものの探知若しくは識別又はこれらのものからの防護のために特に設計した装置

ホ　持続波レーザー発振器又はパルスレーザー発振器であって、防護されていない一眼又は両眼を失明させるように特に設計したもの

ヘ　次のいずれかに該当するもの（指向性エネルギー兵器用に特に設計したものに限る。）

（一）　一次動力発生器

（二）　エネルギー備蓄装置

（三）　切換器

（四）　動力調節器

（五）　燃料制御装置

（六）　標的を捕捉し、又は追尾するための装置

（七）　標的の破壊又は機能喪失の程度を評価するための装置

（八）　レーザーの制御、伝播及び照準のための装置

（九）　レーザーの方向を高速で転換するための装置であって、多くの標的を迅速に破壊し、又はその機能を喪失させることができるもの

（十）　波面補償及び位相共役のための素子

（十一）　負の水素イオンビーム用の電流注入器

（十二）　加速器の部分品であって、人工衛星又は高度一〇〇キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの

（十三）　負のイオンビーム注入装置

（十四）　高エネルギーのイオンビームを制御し、又は方向転換するための装置

（十五）　負の水素同位体ビームを中和するためのフォイルであって、人工衛星又は高度一〇〇キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの

（十六）　軍用に設計した対レーザー防護の装置（目又はセンサーを保護するものを含む。）

二十二　鍛造品、鋳造品その他の半製品であって、第一号から第五号まで、第七号、第十三号（イの（四）を除く。）、第十四号、第十六号若しくは前号（へ（十六）を除く。）に掲げるもののために特に設計し、又は第十八号に掲げる運動エネルギー兵器若しくはその発射体若しくは前号（へ（十六）を除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置のために特に設計したもの（その用途が組成、形状又は機能によって判別できるものに限る。）